

<h1>名古屋市公報</h1>	平成31年 2月 6日	第1294号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>告</b>	<b>示</b>	
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課)	(第23号)	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第24号)	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第25号)	8
○ 生活保護法による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第26号)	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第27号)	10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第28号)	13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第29号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退 (健福・保護課)	(第30号)	17
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (住都・建築指導課)	(第31号)	19
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課)	(第32号)	21
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課)	(第33号)	22
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課)	(第34号)	23
○ 愛知用水幹線水路志段味開水路と名古屋市道志段味水野線第1号及び瀬戸市道水野中線に関する兼用工作物管理協定について (緑土・道路管理課)	(第35号)	24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第36号)	27

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第37号)	29
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第38号)	31
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第39号)	33
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第40号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第41号)	35
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第42号)	36
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第43号)	37
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第44号)	38
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取	(住都・建築指導課)	(第45号)	39
○ 名古屋市文化小劇場の臨時休館	(観光・文化振興室)	(第46号)	41
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第47号)	42
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第48号)	45
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第49号)	46
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第50号)	48
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第51号)	56

### 教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第4号)	57
-------------------	-------	----

### 病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程の一部改正	(第1号)	58
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第2号)	59

### 公 告

○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告	(上下水・営業課)	61
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	63



名古屋市告示第23号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年 1月28日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

東二葉公園	東区白壁三丁目	図面東54の区域	平成30年 3月26日
-------	---------	----------	-------------

」

を

「

東二葉公園	東区白壁三丁目	図面東54の区域	平成30年 3月26日
車道東第一公園	東区筒井三丁目	図面東55の区域	平成31年 1月28日
安房公園	東区葵二丁目	図面東56の区域	平成31年 1月28日

」

に、

「

隼人池公園	昭和区隼人町	図面昭和12の区域	昭和51年 4月 1日
-------	--------	-----------	-------------

」

を

「

隼人池公園	昭和区隼人町	図面昭和12の 2の区域	昭和51年 4月 1日
-------	--------	-----------------	-------------

」

に、

「

万場公園	中川区大地	図面中川23の 区域	昭和44年 4月 1日
------	-------	---------------	-------------

」

を

「

万場公園	中川区大地	図面中川23の 2の区域	昭和44年 4月 1日
------	-------	-----------------	-------------

」

に、

「

小幡稻荷公 園	守山区小幡中三丁目	図面守山60の 区域	昭和62年 4月 1日
------------	-----------	---------------	-------------

」

を

「

小幡稻荷公 園	守山区小幡中三丁目	図面守山60の 2の区域	昭和62年 4月 1日
------------	-----------	-----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成31年 1月28日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第24号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特  
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、  
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による  
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 1月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
株式会社ぬくもあ 名古屋市千種区堀割町 1丁目 16番地の 1	ナースケア覚王山 名古屋市千種区川崎町 1丁目 48番地	平成30年 12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第25号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特  
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、  
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による  
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 1月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
マイタウン薬局若葉通店	名古屋市北区若葉通 1丁目15番地の 2	平成30年 12月 1日
小林薬局鶴羽町支店	名古屋市昭和区鶴羽町 3丁目20番地 の 2	平成30年 10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第26号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 1月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社アイ・ユーネット 名古屋市名東区猪子石三丁目 113番地	グループホームとまり木名東 名古屋市名東区猪子石三丁目 113番地	平成30年 11月12日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第27号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同  
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成  
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の  
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護  
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 1月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称	ガゼル株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市中区錦二丁目 5番31号	
介護事業所の名称	ヘルパーステーション和心	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の 185
	新	名古屋市緑区諸の木二丁目2501番地
変更年月日	平成30年11月10日	

介護事業者の名称	琴葉株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市熱田区一番一丁目17番30号	
介護事業所の名称	ヘルパーステーションことは	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区山の手一丁目 207番地
	新	名古屋市名東区香流二丁目 601番地

変 更 年 月 日	平成28年 9月21日
-----------	-------------

## 2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	医療法人藍靖会たけなか外科内科こどもクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区平手町 1丁目 9番地の 1
	新	名古屋市北区金城町 4丁目72番地
変 更 年 月 日	平成31年 1月28日	

介護事業者の名称	ガゼル株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市中区錦二丁目 5番31号	
介護事業所の名称	ナースステーションわごころ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の 185
	新	名古屋市緑区諸の木二丁目2501番地
変 更 年 月 日	平成30年11月10日	

## 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	医療法人藍靖会たけなか外科内科こどもクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区平手町 1丁目 9番地の 1
	新	名古屋市北区金城町 4丁目72番地
変 更 年 月 日	平成31年 1月28日	

## 4 居宅介護支援

介護事業者の名称	一般財団法人名古屋市療養サービス事業団	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区豊国通 1丁目14番地	
介護事業所の名称	旧	名古屋市瑞穂・熱田ケアマネジメントセンター
	新	名古屋市昭和・瑞穂ケアマネジメントセンター
介護事業所の所在地	名古屋市瑞穂区川澄町 2丁目12番地の 2	

変 更 年 月 日	平成31年 1月 1日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ファーマスター	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市緑区南大高三丁目1306番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	すみれケアプランセンター	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市千種区今池三丁目12番14号
	新	名古屋市熱田区外土居町 5番12号
変 更 年 月 日	平成30年 1月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第28号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 1月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 通所介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ケアサポートいぶき 名古屋市北区長田町 2丁目33番地の 1	杉村デイサービスセンター 名古屋市北区長田町 2丁目33番地の 1	平成30年 12月 1日

2 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ケアサポートいぶき	ケアサポートいぶき居宅介護	平成30年

ートいぶき 名古屋市北区長田町 2丁目33 番地の 1	支援事業所 名古屋市北区長田町 2丁目33 番地の 1	10月 1日
一般財団法人名古屋市療養サ ービス事業団 名古屋市中村区豊国通 1丁目 14番地	名古屋市昭和区ケアマネー ジメントセンター 名古屋市昭和区御器所三丁目 18番 1号	平成30年 12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第29号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 1月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
田中皮膚科	名古屋市北区平安一丁目 8番48号	平成31年 1月 1日
浅井医院	名古屋市中川区小本本町 3丁目 100番地	平成30年 12月 1日
ささ歯科クリニック	名古屋市天白区原一丁目1501番地の 2	平成30年 12月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
田中皮膚科	名古屋市北区平安一丁目 8番48号	平成31年 1月 1日
浅井医院	名古屋市中川区小本本町 3丁目 100番地	平成30年 12月 1日
ささ歯科クリニック	名古屋市天白区原一丁目1501番地の 2	平成30年 12月 1日

### 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
田中皮膚科	名古屋市北区平安一丁目 8番48号	平成31年 1月 1日
日本調剤さこう薬局	名古屋市西区栄生二丁目 6番14号	平成30年 12月 1日
アイン薬局中小田井店	名古屋市西区中小田井三丁目 384番 地の 2	平成30年 10月31日
アイン薬局中村日赤店	名古屋市中村区元中村町 3丁目 1番 地の 2	平成30年 10月31日
浅井医院	名古屋市中川区小本本町 3丁目 100番地	平成30年 12月 1日
ささ歯科クリニック	名古屋市天白区原一丁目1501番地の 2	平成30年 12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第30号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成31年 1月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
ベイシティ歯科・矯正歯科	名古屋市港区品川町 2丁目 1番地の 6	平成31年 1月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
ベイシティ歯科・矯正歯科	名古屋市港区品川町 2丁目 1番地の 6	平成31年 1月 1日

### 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
バイシティ歯科・矯正歯科	名古屋市港区品川町 2丁目 1番地の6	平成31年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

## 名古屋市告示第31号

### 建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第16項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成31年1月29日

名古屋市長 河村 たかし

#### 1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市長 河村 たかし

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市西区二方町6番4、外29筆

31,849.29平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別 増築

主要用途 高等学校

構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造

建築面積 236.75平方メートル

(全体 5,784.55平方メートル)

延べ面積 329.73平方メートル

(全体 11,647.73平方メートル)

最高の高さ 5.79メートル

(全体 15.600メートル)

2 意見の聴取の事項

工業地域内における学校の増築について

3 日時

平成31年 2月12日（火） 午後 2時00分

4 場所

名古屋市西区八筋町 358番地の 2

西区役所山田支所 講堂

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第32号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年 1月30日

名古屋市長 河 村 たかし

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成30年 9月25日 30指令住開指第 127号	名古屋市昭和区川名本 町 4丁目11番 8	東京都杉並区西荻北二丁 目 1番11号 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池信三
平成30年 2月21日 29指令住開指第 245号	名古屋市緑区有松愛宕 256番の一部	名古屋市中村区佐古前町 2番43号エスポア栄生 1 階 株式会社ホーク・ワン名 古屋支店 支店長 飯塚健太郎

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

## 名古屋市告示第33号

### 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により、告示します。

平成31年 1月30日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

#### 2 変更内容

平成31年 3月23日（土）及び同月24日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

## 名古屋市告示第34号

### 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により、告示します。

平成31年 1月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称  
駐車場（日光川公園）

2 変更内容

平成31年 3月26日（火）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第35号

愛知用水幹線水路志段味開水路と名古屋市道志段味水野線第 1号  
及び瀬戸市道水野中線に関する兼用工作物管理協定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項の規定に基づき、名古屋市と独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所及び瀬戸市との間において、平成31年 1月15日に兼用工作物の管理に関し協議が成立しましたので、同法第20条第 6項の規定により次のように公示します。

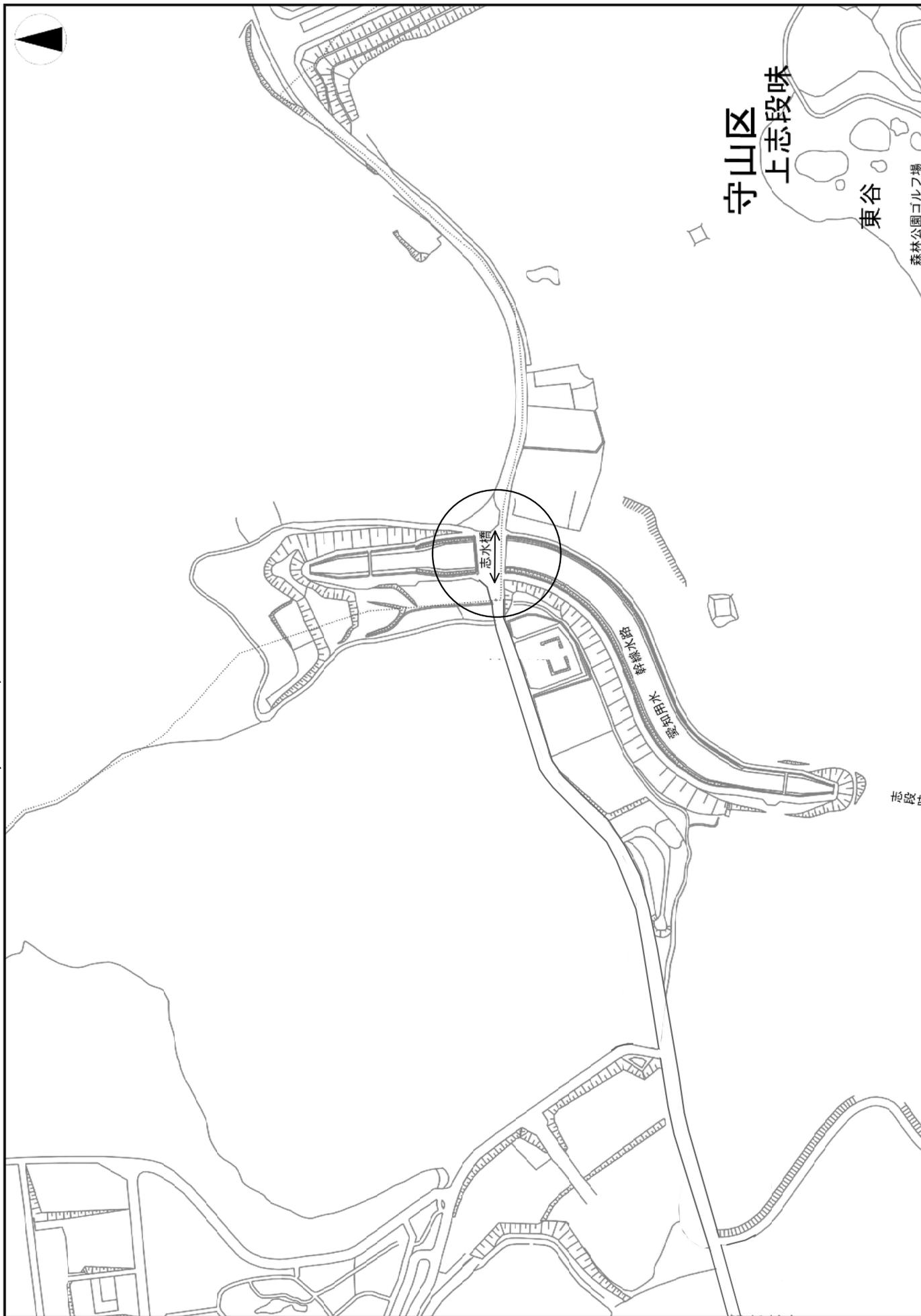
平成31年 1月30日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 兼用工作物の箇所  
別図 1のとおり
- 2 対象となる兼用工作物  
市道志段味水野線第 1号
- 3 3者が管理を行う部分  
別図 2のとおり
- 4 協定の有効期間  
協定締結の日から名古屋市道志段味水野線第 1号又は瀬戸市道水野中線の  
供用を廃止する日まで

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

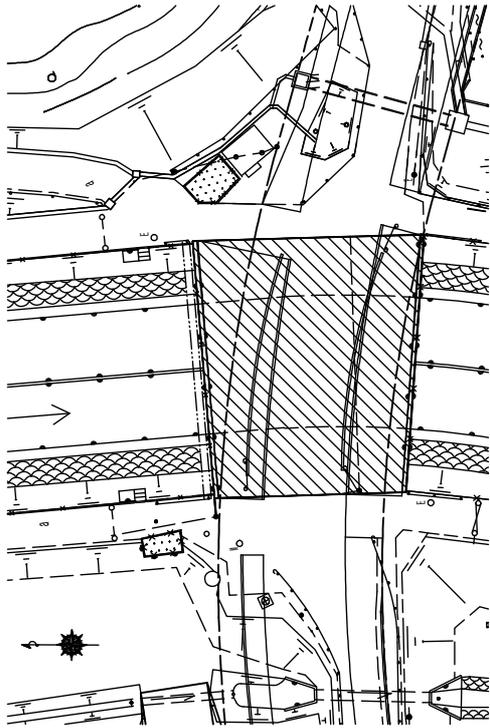
位置図



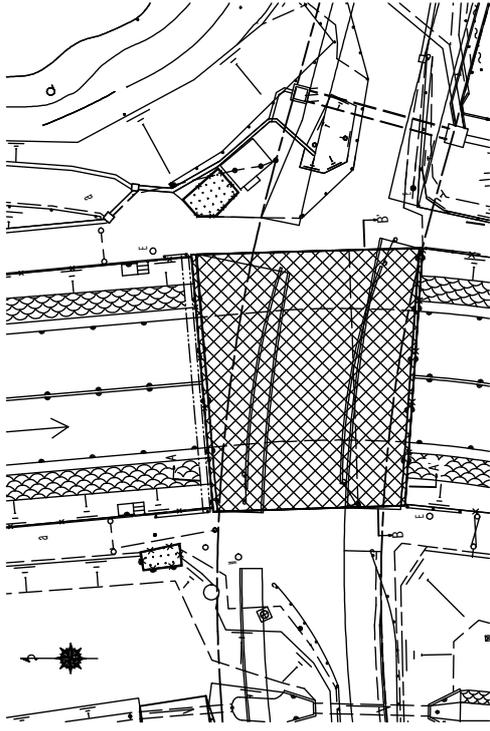
縮尺 1 : 3500

平面・横断面図

工作物範囲平面図



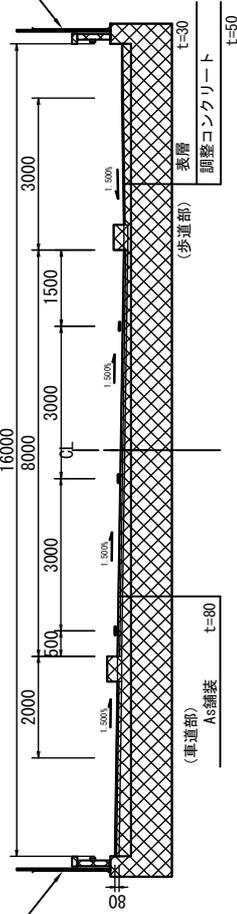
管理区分平面図



断面図

A-A

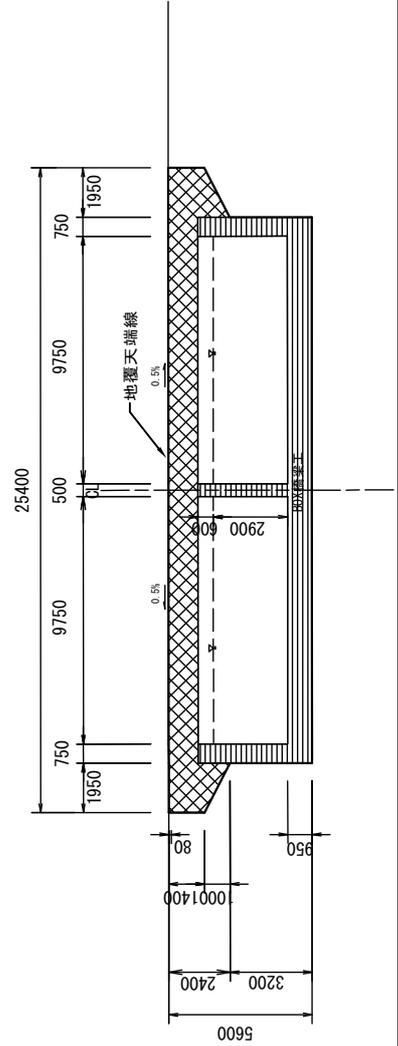
落下物防止柵：独立行政法人水資源機構  
愛知用水総合管理所の管理



断面図

B-B

落下物防止柵：独立行政法人水資源機構  
愛知用水総合管理所の管理



凡例

-  工作物範囲
-  独立行政法人水資源機構
-  愛知用水総合管理所の管理区域
-  名古屋市又は瀬戸市の管理区域

名古屋市告示第36号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
服部形成外科・皮膚科	名古屋市千種区山門町 1丁目80番地 の 4	平成31年 1月 1日
知杜クリニック	名古屋市北区元志賀町 1丁目 4番地 の 1	平成30年12月17日
浅井医院	名古屋市中川区小本本町 3丁目 100番地	平成30年12月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
丹羽歯科	名古屋市東区砂田橋五丁目 7番 2号	平成30年 7月 1日

コンパスデンタル クリニック八事	名古屋市昭和区広路町字石坂 2番 地の 1	平成30年12月 1日
ささ歯科クリニッ ク	名古屋市天白区原一丁目1501番地 の 2	平成30年12月 1日

### 3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
やまと調剤薬局楠 店	名古屋市北区如来町37番地の 1	平成31年 1月 1日
たけのこ薬局	名古屋市熱田区中出町 2丁目67番 地の 1	平成31年 1月 1日

### 4 訪問看護ステーション

医療機関名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーシ ョン絆	名古屋市中村区岩塚町字上小路77 番地の 2	平成30年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第37号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	たけなか外科内科こどもクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市北区平手町 1丁目 9番地の 1
	新	名古屋市北区金城町 4丁目72番地
変 更 年 月 日	平成31年 1月28日	

医 療 機 関 名	あおやま胃腸内科外科	
所 在 地	旧	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の11
	新	名古屋市緑区諸の木三丁目1202番地
変 更 年 月 日	平成30年11月10日	

2 薬局

医 療 機 関 名	もろのき調剤薬局	
所 在 地	旧	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の78
	新	名古屋市緑区諸の木三丁目1202番地

変 更 年 月 日	平成30年11月10日
-----------	-------------

### 3 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	訪問看護ステーション花の木	
所 在 地	旧	名古屋市西区花の木一丁目 1番17号
	新	名古屋市西区枇杷島四丁目13番20号
変 更 年 月 日	平成30年11月 1日	

医 療 機 関 名	ナースステーションわごころ	
所 在 地	旧	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の 185
	新	名古屋市緑区諸の木二丁目2501番地
変 更 年 月 日	平成30年11月10日	

医 療 機 関 名	訪問看護ステーション琴葉	
所 在 地	旧	名古屋市名東区山の手一丁目 207番地
	新	名古屋市名東区香流二丁目 601番地
変 更 年 月 日	平成28年 9月21日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第38号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
荻谷医院	名古屋市千種区覚王山通 8丁目 48番地	平成30年11月30日
本堂耳鼻咽喉科	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9 番地の 1	平成30年11月30日
浅井医院	名古屋市中川区小本本町 3丁目 100番地	平成30年12月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
-----------	-------	-----------

オー, デンタルクリニック八事	名古屋市昭和区広路町字石坂 2 番地の 1	平成30年12月 1日
ささ歯科クリニック	名古屋市天白区原一丁目1501番 地の 2	平成30年12月 1日

### 3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
日本調剤さこう薬局	名古屋市西区栄生二丁目 6番14 号	平成30年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第39号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成31年 1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
ベイシティ歯科・矯正歯科	名古屋市港区品川町 2丁目 1番地の 6	平成31年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第40号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	みなみ大高歯科・矯正歯科クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市緑区大高町字道円坊 9番地
	新	名古屋市緑区南大高一丁目2118番地
変 更 年 月 日	平成27年 9月12日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第41号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ぬく森接骨院	名古屋市中川区荒子一丁目 182番地	平成30年12月19日
酒井 宏和		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第42号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問マッサージKE i ROW名古屋緑区 西ステーション	名古屋市緑区鳴海町字砦19番地	平成30年12月12日
小森 強		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

## 名古屋市告示第43号

### 有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

平成31年 1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 有料公園施設等の名称  
名城公園フラワープラザ

- 2 変更内容

平成31年 2月 8日（金）から同月10日（日）までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 7時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第44号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年 1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 許可年月日及び許可番号  
平成30年 1月31日 29指令住開指第 235号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
名古屋市名東区平和が丘一丁目 132番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
名古屋市緑区倉坂1515番地  
株式会社協和設計  
代表取締役 阪野末利子

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第45号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第16項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成31年2月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市交通局長 光田 清美

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市緑区赤松205番及び206番

965.80平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別 増築

主要用途 バス乗務員休憩所

構造 補強コンクリートブロック造

建築面積 10.99平方メートル

(全体 28.63平方メートル)

延べ面積 17.47平方メートル

(全体 35.11平方メートル)

最高の高さ 2.920メートル

(全体 3.137メートル)

2 意見の聴取の事項

第2種低層住居専用地域内における事務所の増築について

3 日時

平成31年2月15日（金） 午後2時30分

4 場所

名古屋市緑区神の倉四丁目199番地

名古屋市神の倉コミュニティセンター 1F第1会議室及び第2会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第46号

名古屋市文化小劇場の臨時休館

名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成6年名古屋市規則第50号）第2条第2項の規定により、名古屋市熱田文化小劇場を平成32年4月1日から平成33年3月15日までの間、天井等落下防止対策工事のため臨時休館します。

平成31年2月1日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第47号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成31年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社ひまわり 名古屋市中村区日比津町 3丁目 1番 22号	ひまわり j o b サポート 名古屋市中村区本陣通 5丁目 104番地	就労移行支援	2310101320	平成31年 1月 1日
M a n t o M a n P a s s o 株式会社 名古屋市熱田区神宮三丁目 7番26号	定着支援事業所パッソプラス 名古屋市熱田区神宮三丁目 7番26号	就労定着支援	2311100420	平成31年 1月 1日
社会福祉法人大幸福社会 名古屋市港区小川一丁目17番地	第 2ユニオンワークス 名古屋市港区名四町 131番地の 2	生活介護	2311200857	平成31年 1月 1日
株式会社W e l f	ヘルパーステーション	居宅介護	2316401179	平成31年

a r eすずらん 名古屋市守山区幸 心三丁目1202番地	ョンすずらん天白 名古屋市天白区高 宮町1301番地の 1	重度訪問介護		1月 1日
株式会社Z E R O I M P R E S S I O N 名古屋市千種区仲 田二丁目15番12号	共同生活援助S h a r e H o u s e 名古屋市千種区内 山二丁目 5番 6号	短期入所	2317101067	平成31年 1月 1日
株式会社s 2c n 名古屋市北区辻町 5丁目35番地の 3	訪問介護人と季 名古屋市北区辻町 5丁目35番地の 3	行動援護	2317301238	平成31年 1月 1日
特定非営利活動法 人ポパイ 名古屋市北区長喜 町 3丁目 5番地の 2	M O - Y A - C O H O U S E O O N O 名古屋市北区大野 町 3丁目18番地の 1	短期入所	2317301428	平成31年 1月 1日
株式会社あいたす 名古屋市南区内田 橋一丁目 6番20号	ケアステーション わとわ 名古屋市南区内田 橋一丁目 6番20号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2318101058	平成31年 1月 1日
株式会社いせむつ 名古屋市北区若葉 通 2丁目 3番地	こだまのいえ千種 南ヶ丘 名古屋市千種区南 ヶ丘 1丁目 7番 7 号	共同生活援助	2327100117	平成31年 1月 1日
特定非営利活動法 人ポパイ 名古屋市北区長喜 町 3丁目 5番地の	M O - Y A - C O H O U S E O O N O 名古屋市北区大野	共同生活援助	2327300212	平成31年 1月 1日

2	町 3丁目18番地の 1			
---	-----------------	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第48号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成31年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社マルイ 名古屋市南区明治一丁目14番53号	相談支援事業所パ ンダの宝物	一般相談支援 特定相談支援	2331200176	平成31年 1月 1日
	名古屋市港区木場 町 9番地の 7	障害児相談支 援	2371200169	
一般社団法人エス コートあいち 名古屋市緑区有松 1060番地	エスコートあいち 名古屋市緑区有松 1060番地	一般相談支援 特定相談支援	2338500198	平成31年 1月 1日
		障害児相談支 援	2378500199	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第49号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社名東介護センター 名古屋市名東区名東本通 5丁目 1番地	株式会社名東介護センター 名古屋市名東区名東本通 5丁目 1番地	同行援護	2318000227	平成30年 12月 5日
合同会社愛・夢 名古屋市中村区横井一丁目34番地の 1	ケアステーション わとわ 名古屋市南区内田橋一丁目 6番20号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310100405	平成30年 12月31日
株式会社パワフルキャッツ 名古屋市中川区四女子町 4丁目27番地の 6	キャッツ訪問介護センター 名古屋市中川区四女子町 4丁目27番地の 6	居宅介護 重度訪問介護	2311200436	平成30年 12月31日
株式会社エール	訪問介護ステーション	居宅介護	2311300921	平成30年

名古屋市中川区助 光三丁目 308番地	ヨンエール 名古屋市中川区助 光三丁目 308番地	重度訪問介護		12月31日
株式会社司 名古屋市東区百人 町84番地	ショートステイ百 人町 名古屋市東区百人 町84番地の 5	短期入所	2317200406	平成30年 12月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

## 名古屋市告示第50号

### 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成31年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 第1 一般世帯向け区分

##### 1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成31年8月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

平成31年2月18日（月）から同月28日（木）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成31年2月18日（月）から同月28日（木）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

#### ウ 住まいの窓口

平成31年2月18日（月）から同月28日（木）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成31年 2月19日（火）から同月28日（木）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号

名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成31年 3月19日（火）午前10時00分

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 256戸

改良住宅

空家住宅 2戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 131戸

### 第 3 多家族・多子世帯向け区分

#### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

#### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 9戸

### 第 4 単身者向け区分

#### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害によ

- り障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
  - (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
  - (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
  - (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
  - (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
  - (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
    - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
    - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
  - (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条

第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 139戸

改良住宅

空家住宅 5戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成24年度第 4回一般募集から平成30年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成24年度第 4回一般募集から平成30年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第51号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成31年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）  
名古屋市中区錦三丁目 3番 8号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市中川区富永四丁目 222番 1、畑、477.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
伊藤 清徳 愛西市西保町置土93番地
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権（農地中間管理権）
  - (2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得
  - (3) 存続期間 平成31年 3月 8日から平成41年 3月 7日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市教育委員会告示第 4号

教育委員会定例会の開催について

平成31年 2月 8日午後 4時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成31年 2月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の制定について

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市教育センター条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正について

平成30年度一般会計補正予算について

平成31年度一般会計当初予算について

契約の締結について

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市病院局管理規程第 1号

名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

平成31年 2月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 5条第 1項第 2号中「10時間45分」を「 7時間、 7時間30分、10時間45分」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 2号

名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

平成31年 2月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表中産婦人科に係る診療業務、第 3次救急医療体制下若しくは第 2次救急医療体制下における重症患者等の診療業務又は東部医療センター集中治療センター若しくは東部医療センター東病棟 1階高度治療室での重症患者等の診療業務に従事する医師の項を次のように改める。

産婦人科に係る診療業務、第 3次救急医療体制下若しくは第 2次救急医療体制下における重症患者等の診療業務又は東部医療センター集中治療センター若しくは東部医療センター東病棟 1階高度治療室での重症患者等の診療業務に従事する医師	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 8時45分から正午まで	60	
	C	前日の午後 5時15分から前日の午後 9時まで及び午前 8時45分から午後 1時30分まで	45	
	D	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前	60	

		5時30分から午前 8時45分まで		
	E	午後 5時15分から午後10時まで 及び翌日の午前 5時から午前 8時45分まで	45	

附 則

この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

平成31年 1月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

### 代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 570号	(有)平針設備	村瀬 悟	村瀬 直樹	平成30年12月 3日
第1210号	(株)サン・クリエイト	鈴木 壽	櫛田 照司	平成30年12月26日
第1230号	岩成ボイラー(株)	岩成 公夫	宮崎 智久	平成30年12月26日

### 事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第1228号	富士工管(株)	名古屋市中村区竹橋町22番11号	名古屋市中村区太閤一丁目 1番 8号	平成30年12月 3日
第 871号	(株)マサキ設備	愛知県丹羽郡大口町大字小口字	愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字	平成30年12月14日

	下之段11— 4	柳前 150— 2	
--	----------	-----------	--

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の  
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成31年1月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 対象区域

名古屋市南区氷室町1901番及び1902番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

## 職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成31年 1月29日懲戒処分に付した。

平成31年 1月29日

名古屋市上下水道局長 宮村 喜明

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局主事	停職 4月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号